



○家具転倒防止金具等取付費助成

家具転倒防止金具等の取付けが困難な 65 歳以上の高齢者及び重度障害者のみの世帯等に、金具代を除き、取付費の一部を助成します(事前の手続きが必要です)。

＜助成の内容＞ 次の(1)～(2)の合算額を助成します。

(1)出張料 5,000 円を限度 (2)取付費 家具等1台あたり500 円を限度(5 台まで)

※金具代及び助成額を超えた場合の差額は利用者負担となります。 ※助成は1 世帯 1 回限りです。

○緊急通報システム

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方が急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるように、電話回線を利用する緊急通報装置(機器本体・ペンダント型発信機・安否確認センサー・火災センサー)を自宅に設置します。

緊急ボタンを押した場合やセンサーが異常を感知した場合、ガードマンが自宅に駆け付けるほか、必要に応じて警察・消防に通報します。(緊急通報システム利用料や機器設置に伴う料金は無料です)

○住宅改修費支援サービス

65歳以上の在宅の要介護・要支援高齢者のいる世帯で、高齢者のため、またはその介護者が介護しやすくするために、住宅の浴室等を改修するときの費用の一部を助成します(事前の申出が必要です)。 ※所得制限があります。

○日常生活用具給付

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に、日常生活用具(火災警報器・自動消火器・電磁調理器・シルバーカー)の給付を行います(事前の手続きが必要です)。 ※所得制限があります。

○おむつ給付等

在宅の要介護認定者で常時失禁状態の方に、紙おむつ等を給付します(自己負担があります)。

※市民税非課税世帯が対象です。 ※介護認定有効期間満了時には更新の申請が必要です。

上記の高齢者サービスのお問い合わせは、各区高齢障害支援課へ

中央区 ☎221-2150 / 花見川区 ☎275-6425

稲毛区 ☎284-6141 / 若葉区 ☎233-8558

緑区 ☎292-8138 / 美浜区 ☎270-3505

各サービスの詳細はこちら



○家族介護者支援

高齢者を在宅で介護している家族が抱えている介護に関するお悩みについて、経験豊富なホームヘルパーがアドバイスし、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

・家族介護者向け電話相談 ・訪問レッスン ・オンラインレッスン

(お問い合わせ)千葉市家族介護者支援センター ☎302-2017

受付時間/月～金曜日 午前9時～午後5時、土曜日 午前10時～午後1時(祝日、年末年始を除く。)

千葉市 家族介護者支援